

国立大学法人奈良女子大学と国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学との
連携協力に関する包括協定書

国立大学法人奈良女子大学と国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「両大学」という。）は、両大学の設置目的と基本理念の相互理解の下、両大学の強み及び特色を活かし、相互に連携協力するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両大学が国際性、創造性豊かな人材を育成するとともに、広い視野に立った高度な研究を一層推進するために、教職員及び学生の交流の推進、教育及び研究に関する協力等、広く連携を図り、両大学のさらなる充実発展に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 本協定による連携事項は、次のとおりとする。

- 一 学生の教育研究に関すること。
- 二 学生の交流に関すること。
- 三 学術研究に関すること。
- 四 教職員の交流に関すること。
- 五 国際交流に関すること。
- 六 社会貢献に関すること。
- 七 その他両大学が必要と認めること。

（連携事項の実施）

第3条 前条各号に掲げる連携事項の実施については、両大学協議の上行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、両大学のいずれからも特段の申出がなされない場合は、この協定はさらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（雑則）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、両大学で協議の上定めるものとする。

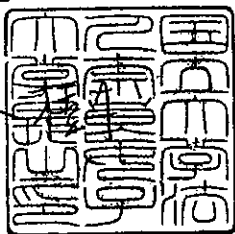
本協定書は2通作成し、両大学がそれぞれ1通を所持するものとする。

令和元年12月9日

国立大学法人奈良女子大学

学長

今岡春



国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学

学長

横矢直

